5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～25,500円							
人数計							

②他の企業年金ありの場合（令第11条第２号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～12,750円							
人数計							

（備考）

１．事業年度末の状況について記載すること。

２．実施事業所ごとに記載すること。

16. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

実施事業所名（　　）

①他の企業年金なしの場合（令第11条第１号に該当する者）

事業主掛金＼加入者掛金	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～20,000円	20,001円～25,499円	25,500円
0円						
1円～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～25,499円						
25,500円						
25,501円～30,000円						
30,001円～40,000円						
40,001円～50,000円						
50,001円～50,999円						

②他の企業年金ありの場合（令第11条第２号に該当する者）

事業主掛金＼加入者掛金	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～12,749円	12,750円
0円					
1円～ 5,000円					
5,001円～10,000円					
10,001円～12,749円					
12,750円					
12,751円～20,000円					
20,001円～25,499円					

（備考）

１．法第３条第３項第７号の２に掲げる事項を規約に定める企業型年金の運営管理業務を受託している場合に限り記載すること。

２．事業年度末の状況について記載すること。

３．実施事業所ごとに記載すること。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この命令による改正後の確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第七号は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

省　令

○厚生労働省令第百七十五号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）の一部の施行に伴い、及び確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第五十条の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月七日　　厚生労働大臣　田村　憲久

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

様式第八号を次のように改める。